

委員会の設置と委員の選任並びに申立受付窓口の設置について

暴力行為根絶に向けて、(公財)日本ソフトテニス連盟が制定した規程に沿って取り組むため、委員会の設置と委員の選任並びに申立受付窓口を設置する。

1、 制定された規程

- (1) 指導基本規程
- (2) 指導基本規程違反救済申立処理委員会及び指導規程違反救済審査委員会規程
- (3) 制定日 平成25年12月1日制定、平成26年4月1日発効

2、 指導基本規程普及委員の選任

- (1) 委員数 9名
 - 北海道学連 1名
 - 東北学連 1名
 - 北信越学連 1名
 - 関東学連 1名
 - 東海学連 1名
 - 関西学連 1名
 - 中国学連 1名
 - 四国学連 1名
 - 九州学連 1名
- (2) 委員 各地区学連の会長とする。

3、 指導基本規程違反救済申立処理委員会の設置と委員の選任

- (1) 委員数 3名
- (2) 委員
 - 第三者委員 櫻井 資悦
 - 役員 山下 りえ子
 - 選手経験者 大城 盛美
- (3) 事務局 日本学生ソフトテニス連盟 理事長

4、 申立受付窓口の設置

(1) 申立受付窓口

日本学生ソフトテニス連盟内
指導基本規程違反救済申立処理委員会

〒140-0014

東京都品川区大井1-16-2-201

電話 03-6429-7866 FAX 03-6429-7867

(2) 申立方法

日本学生ソフトテニス連盟宛に郵便またはFAXにて「救済申立書」の書式を参考に内容を記載し提出する。

(FAXの場合は後日郵送のこと)